

第3回 BRITISH COUNCIL AND UK-JAPAN EDUCATION FORUM SCHOLARSHIP 受賞論文発表

イギリス特別教育史の構想

～第二次世界大戦後の「学習困難」問題と特別教育改革～

新井英靖

(茨城大学)

1. 研究の視点および研究の目的

イギリス1978年ウォーノック報告は「統合教育 (integration)」の原則を打ち出し、通常学校にいる「学習困難」児註1) を含めた20%の子どもを特別教育の対象とするといった特別教育史において画期的なものであった (DES, 1978)。この改革は、それまでの通常教育と特別教育といった2分法的な教育の枠組みではなく、通常学校にいる子どもを含め、「特別な教育的ニーズ (special educational needs)」にもとづく教育を実現しようとするものであった。こうした特別教育 (special education) の改革を行った背景として、ヘガティ (Hegarty) は1960年代の「通常教育と特別教育に分離されたシステムに対する不満」が増し、「統合教育の志向が高まった」ことを挙げている (S.Hegarty, 1994, p95)。また、真城や新井は1960年代の中等教育改革や通常学校の学習困難問題の深刻化からの説明を試みてきた (真城、1993; 新井、2000)。しかし、「特別な教育的ニーズ」概念の導入背景に関して、通常教育の教育改革とどのような連動があったのかについてこれまで明らかにされてこなかった。上にも見たように、この概念は統合教育を原則とし、通常学校の中での特別な教育を展開することを前提としている。こうした改革が起こるには1960年代以降の通常教育の「学習困難」問題への解決方法を志向する中から生じたものであり、通常教育の改革と連動して起こったのではないかと考える。

1960年代といえば、世界的に「経済の発展と機会の平等をスローガン」にして中等教育の普遍化などの教育改革、および平等研究などが蓄積された時期である (藤田、1992、p126)。アメリカでは、1960年代に通常学校の低学力問題への対応としてコールマン報告が出され、すべての子どもの「教育の機会均等」を実現するために補償教育等の特別な対応が発展していったことが明らかにされている (黒崎、1989)。また、イギリスの1960年代は、中等教育の「三分岐システムにおける選別にともなって出現した『分離主義』が『社会的に不公平』なこと」であるといった主張から、コンプリヘンシブ・スクールが増加した (望田、1996、

p133)。また、移民者の子どもの教育問題への対応を「教育の機会均等」を理念にして通常学校に「統合」して行う方針が出され、「補償教育 (remedial education)」などの特別教育の対応を進展させたことなども明らかにされている (松井、1994、pp151-153)。

一方、特別教育について見てみると、1960年代にはアメリカのカーク (S.A.kirk) らが言語障害児などに対し巡回教員などによる特別な教育を展開する必要性があったことを述べた (S.A.kirk, 1962)。ソビエトにおいても、1960年代に「通常学校に特別な教育的アプローチを必要とする一群の子どもがいることが明らかになり、それに心理発達遅滞というカテゴリーをもうけた」など、特別教育が通常学校の教育問題に対し対応を迫られたことが明らかにされている。イギリスにおいても「学習遅進児」という概念を提起し、通常学校の学習困難児をも含めた特別教育を展開させようとした時期であった (新井、2000a)。このように、1960年代の特別教育は、通常教育の教育問題の深刻化に対応するためにその枠組みを変化させる必要に迫られた時期であると考えられる。

イギリスでは、19世紀末に「就学率の向上による一斉授業と教育内容の精選 (高度化) が『学力問題』を生じさせ、この対応をとして『特殊学級』が開設された」ことなどからもわかるように、特別教育が通常学校の学習困難問題と関連があった歴史は古い (山口、1993、p415)。プリチャードによれば20世紀初頭に通常学校で学業不振問題が深刻化し、それへの対応として、学業不振児をも含めた特別教育の枠組みを作る必要性が論じられた (D.G.Pritchard, 1963)。こうした報告を受けて、1944年教育法ではそれまでの「精神欠陥」に代わり「教育遅滞」概念を設け、通常学校の「遅滞児」を含めた約10%の子どもが特別な対応を必要としていると規定された (新井、2000b)。1944年教育法制定直後には、戦後の混乱と資源の不足から通常学校における特別な教育は十分に展開されず、課題が戦後に残されたことがウォーノック報告に指摘されている (DES, 1978)。

それでは、1944年教育法成立以後、どのような歴史的過程の中で1960年代に至り、特別教育の枠組みを変化させる必要に迫られたのだろうか。こうした課題を解決するために、本論では (1) 戦後、通常学校ではどのような「学習困難」問題が生じたのか、(2) 通常学校の学習困難問題に対し、どのような対応を展開したのか、(3) 1960年代に通常教育はどのような教育改革を提案したのかについて明らかにし、戦後イギリスの特別教育を新たな視点から捉えなおしたいと考える。

2. 1960年代までの通常教育の学習困難問題

第二次世界大戦後のイギリスは、出生率の増加等に伴い学校に就学する児童生徒が急増した。教育省の統計では、1948年における就学児童生徒数は5,681,389人であったが、1956年には6,649,086人に増加 (増加率1.17) し、それに伴い学校数・教員数を増加させる必要に迫られた (Ministry of Education, 1948-1956)。こうした状況の中で、学校や教員は増加していっ

たが、その増加率（学校の増加率1.04：教員の増加率1.13）は、児童生徒の増加の速度に追いつかず、結果として初等教育を中心に大規模学級が増加した（Ministry of Education, 1948-1956：表1）。

表1 1950年代初頭の初等教育の学級規模と教員一人あたりの児童生徒数

	初等教育の学級規模		教員一人あたりの児童生徒数		
	1-15人	16-30人	31-40人	41-50人	51人以上
1950年	4.15%	28.90%	38.20%	27.46%	1.29%
1952年	3.39%	27.39%	39.68%	28.56%	0.98%
1954年	2.46%	24.09%	40.03%	32.29%	0.94%

出典：Ministry of Education; Education in 1948-1956

こうした中で1950年代には、通常学校において「不適応」問題が深刻化した。1952年に設置されたアンダーウッド委員会の調査によると、「平均約8%の子どもが常時対処（treatment）を必要」としており、この数値は予防することを考えておらず、その数を含めると現在よりもさらに多くの不適応児が存在することが明らかになり、今以上の数の施設やスタッフが必要であると報告した（Ministry of Education, 1955, p172）。この調査では、イングランドとウェールズの任意に選ばれた3地区の調査を行ったが、大都市部のバーミンガム地区では4人に1人が何らかの特別な配慮を必要とするなど、地域差も大きいことが示された（Ministry of Education, 1955, p169-170）。アンダーウッド委員会は、以上の実態を受けて不適応児への特別な対応として、「精神科医」「教育心理士」「精神科ソーシャルワーカー」等の「特別なスタッフ」を配置する方針を出した（Ministry of Education, 1955, pp100-120）

一方、1950年代は特別学校（Special School）の児童生徒数も急激に増加した（表2）。表2より特別学校への措置数が急増している背景には、教育遅滞児と不適応児の増加があると考えられる。1950年から1956年までの就学児童生徒の増加率（1.17：表1）に比べると教育遅滞児の増加率（1.58：表2）と不適応児の増加率（2.44：表2）は極めて大きい。これは単なる就学児童生徒数の増加によるものではなく、通常学校の子どもが「教育遅滞」あるいは「不適応」として特別学校に措置されていた実態であったことが予想される。しかし、「学校児童生徒の保健（1954-55）」では、特別学校の「教育遅滞」および「不適応」の増加について「特別な対応のための施設や職員の供給のバランスが取れていない」と報告されているように、特別学校もこうした増加に対応しきれない状況であった（Ministry of Education, 1956, p141）。また、「学校児童生徒の保健（1956-57）」では、教育遅滞児の特別学校に措置さ

れていた子どものIQを調査したところ、「IQ80以上の子どもが全体の4.5%を占め、都市部のある地域では7.5%であった」ことが報告されが、この報告書では「比較的高いIQをもつ子どもが特別学校にいることは賢明なことではない」という考えを示しているように、特別学校への措置を量的に拡大することでこの問題が解決されるとは考えていなかった（Ministry of Education, 1958, p153）。

表2 1950年代の特別学校への措置数（人）

	盲・弱視	聾・難聴	教育遅滞	てんかん	身体障害・病弱	不適応	言語障害	その他	合計
1950年	2601	4216	15131	745	16795	510	36	583	40616
1952年	2724	4725	18020	772	16969	755	50	1167	45182
1954年	2888	5197	20824	787	18819	894	51	263	49723
1956年	2897	5189	24037	788	18357	1245	54	245	52812

出典：Ministry of Education; Education in 1948-1956

3. 通常学校の「学習困難」問題の多様化と特別教育の発展

1950年代の後半以降、「不適応」問題のみならず、通常学校の教育問題が多様に議論されるようになった。まず、児童相談クリニックにくる子どもの実態が明らかにされた。イングランドとウェールズの児童相談クリニックの利用数は、1950年に22,379人であったものが、1956年には31,067人に増加した（Ministry of Education, 1948-1956）。このとき、児童相談クリニックは利用数の増加に対応しきれず、地域によってはクリニックが不足しているところがあることが指摘された（Ministry of Education, 1958, p146）。また、1960年代になると、クリニックにくる子どもが、「問題行動」や「少年犯罪」などの行動上の問題のみならず、「遅滞児」「言語障害」などの障害児など多岐にわたっていたことが指摘されるようになった（Ministry of Education, 1960, 123-124）。この問題への対応のために、「学校児童生徒の保健（1960-61）」では「小児精神科医」「教育心理士」「精神科ソーシャルワーカー」の需要が増大していることが強調された（Ministry of Education, 1962, p86）。

また、1960年代は通常学校において学習に困難を抱える子どもが「読み障害（dyslexia）」として識別されるようになった時期でもある。「読み障害」とは「明らかな身体的障害あるいは情緒的な障害がなく、平均的な知能の子どもで「読みの遅れが3年程度」の子どもを指した（Ministry of Education, 1962, p129）。「学校児童生徒の保健（1960-1961）」では、「読み障害」児225名を対象に、「読みの遅れ」の原因を調査したところ、「情緒的要因」（116人）、「記憶の機能的要因」（61人）などが指摘され、さらにこれらの原因が2つ以上重複して認められる子どもが150人であった（Ministry of Education, 1962, pp133-

134)。こうした「読み障害」児に対する特別な対応をとして、「補償教育」が注目された。「学校児童生徒の保健（1960-1961）」では、1960年に「補償教育」クラスに通った子ども1,205人のうち、810人が補償教育クラスに来る必要がなくなり、571人が1年で2学年以上の進歩、1,066人が1年で1学年以上の進歩を示したことが報告された（Ministry of Education, 1962, p22）。

1964年には、「読み障害」のみならず、通常学校で学習に困難を抱えている子どもすべての特別な対応を考えるために、「学校の学習遅進児」という報告書が出された（DES, 1964）。ここでは、「特別教育は特別学校にいる障害（handicap）をもつ少数の子どものためにあるのと同様に、通常学校にかなりの数でいる学習遅進児に対しても必要である」といった見解を示し、通常学校における特別な教育を提供する必要性を明確に指摘した（DES, 1964, p16）。「学習遅進児」に対する具体的な対応としては、「補償教育」指導や「特殊学級」に一時期・一定期間だけ通うといった特別な教育の場による対応のほか、大規模学校においては「能力別学級」の編成や、「学習遅進児」の学級に「巡回教師を提供」するなど多様な計画が存在することが指摘された（DES, 1964, pp21-25）。

1960年代は、障害児ではない子どもの学習困難についても明らかにされた。プラウデン委員会（The Plowden Committee）の調査によると、調査対象児9,696人のうち福祉的な側面で何らかの対応を必要とする「福祉ケース（welfare case）」が890人（9.1%）であったことが明らかにされ、「社会サービスと学校との連携の必要性」や、学校におけるソーシャルワークの重要性が指摘された（DES, 1967b, pp344-346）。また、学校の児童生徒の5%が移民者の子どもであり、「多数の移民児童生徒のいる地域では、教育科学省は教員配分を増加」するなどの対応が必要であると考えた（DES, 1967b, pp70-72）。

このように、イギリス1960年代は、「読み障害」や「学習遅進児」のような「軽度障害」をもつ子どもの教育的対応や、移民者の子どもや福祉的な面からの特別な対応が必要な子どもなど、さまざまな角度から通常学校の学習に困難をもつ子どもの実態を明らかにした。そうした子どものために、「補償教育」や「巡回教師」の派遣など特別な対応を必要とする一方で、「能力別学級編制」など通常学校の内部の改変により対応するといった多様な対応が考えられた。

4. 通常教育の教育改革と「学習困難」問題

それでは、1960年代に深刻化した学習困難問題への対応として通常教育ではどのような教育改革を提案したのであろうか。ここでは、1960年代の教育改革が国家経済の発展を支える人材を育てる意図があったことを指摘しておかなければならない。たとえば、1959年クラウザー報告（The Crowther Report）では、「国家の繁栄と安全は『経済競争から脱落しない』こと」にかかっており、「教育において投資するもっとも必要なものはテクノロジーの分野である」

と指摘されている（DES, 1959, p55）。また、ニューサム報告（The Newsom Report）では、アメリカやフランスの中等教育の水準を引き合いに出し、「国の経済的利益からすると、とどまることは許容できない」と指摘された（Ministry of Education, 1963, p7）。こうした時代背景の中で、1960年代は移民者の子どもなど社会的に不利な状況におかれた子どもを社会に「統合」するための教育を行う方針が出された。これは、通常教育の改革の中に、移民者の子ども等の「学習困難」児への対応を含めて考えなければならない時代であったといえる。

1960年代の中等教育改革であるニューサム報告では、「平均以下の成績の子ども」すべてを含んだ「中等教育」を実現するために、たとえば「分数が初等教育で、関数が中等教育である」などのそれまでの「中等教育＝進んだ学習の教授」という定式を崩し、子どもにあった教育内容を用意することを求めた（Ministry of Education, 1963, p111）。そこでは、アカデミック教科ばかりでなく「青年が労働者として、または一人の青年として自己を形成していく」ための「職業教育」の充実など多様な教育内容を用意することを提案した（Ministry of Education, 1963, p115-116）。また、「読み書き計算といった基本的に必要なものを除いて強制される学習はない」として、学習内容の「選択」を積極的に行うべきであると提案するなど、教育に「多様性」をもたせる方針を出した（Ministry of Education, 1963, p174）。こうした教育改革には「鍵を握るのは教員である」として教員養成の重要性が指摘され、「すべての教員養成には、文化的に恵まれない地域の子どもの問題と関連した、社会学的または環境的な研究を含めなければならない」とするなど、通常学校の学習困難児への対応を含めた教員養成の必要性が指摘された（Ministry of Education, 1963, p98）。

以上のような教育に「多様性」をもたせる教育改革の方針は、1960年代の初等教育改革であるブラウデン報告にも見られる。そこでは、「子どもの成長は…個々の要因や環境にしたがって早かったり遅かったりする」ので、「教員は個別にアプローチできるように融通をきかせるべきであり、教育システムそのものをできる限り柔軟なものにするべきである」という考えを明確に打ち出した（DES, 1967, p10）。そして、教育内容面では表現活動の重視、観察や体験の重視などが打ち出され（DES, 1967, p103-106）、教育組織面では学級の小規模化、非能力別学級編制が理想と考えられ、多様な子どもを一つの学校で対応するための多様な活動を用意することを求めた（DES, 1967, p472）。

こうした方針は通常学校の障害児に対する教育にも反映された。そこでは、通常学校の学習に困難を抱える子どもを「学習遅進児」という「大きなカテゴリーで包括する」ことで、特別な対応を必要としている子どもに「かなり多様な条件を用意することができる」と考えた（DES, 1967, p301）。そして、「学習遅進児」に対し「補償教育クラス（Remedial class）」や巡回教師などによる「特別な措置（Special provision）」を提供することが重要であると考えられた（DES, 1967, p302）。

こうした教育改革に呼応して、心理・社会サービスの拡大の必要性が報告された。1967年サ

マーフィールド報告では、アンダーウッド報告で提案された精神科医等の「特別なスタッフ」の数よりも多くのスタッフが必要であると指摘し、大幅なスタッフの養成・供給を求めた（DES, 1967c）。また、シーボーム報告では子どもの支援のためには、「教師の注意だけでは十分ではなく、教室の外においてもさらに援助を求める必要がある」ことを指摘し、学校におけるソーシャルワークサービスの充実を求めた（The Seebohm Committee, 1968）。

このように、イギリス1960年代の教育改革には通常学校の多様な子どもに対応するために、教育内容や教育組織を多様化する方針が出された。こうした改革は教育的な側面からだけではなく、関連する心理・社会サービスの拡大へと結びつき、多様な領域からのアプローチを必要としていた。

5. 考察と今後の課題

以上のように、戦後イギリスの教育は通常学校の「学習困難」問題の深刻化を受けて、特別教育が「補償教育」等の特別な教育を発展させて対応する一方で、通常教育を改革し、すべての子どもに対応できるような教育を実現するべく教育改革の方向を打ち出した。こうした変化は、それぞれの分野の発展によるものではなく、子どもの「多様性」を認め、多様なアプローチを用意することによって「学習困難」児に対応するといった1960年代に共通の理念に支えられてのものであると考える。

しかし、こうした考えは、1950年代までの対応の方針とは異なるものであると考える。すなわち、1944年教育法は国民の「教育の機会均等」の実現を理念として制定されたものであったが、それを實現する具体的な方策として学校数や教員数の増加あるいは義務教育年限の延長など教育の量的発展をねらった政策が多く取られた。ところが、戦後から1950年代にかけての教育の量的発展は必然的に多様な子どもを学校に包括する結果となり、通常学校において「学習困難」問題が深刻化した。こうした「学習困難」問題への対応のために、1960年代は、国家の経済発展を企図する政治的な意図も加わり、補償教育の発展や教育内容・組織の多様化あるいは教員養成の重要性など多様な子どもに伝えられるような教育改革を行う方針が出された。これは、イギリス1950年代までの量的発展により教育機会を均等にするという方針から、教育の質的側面に注目し、子ども一人ひとりの「ニーズ」に応じた教育機会を保障する方向へと転換が図られたものとする。

荒川も指摘するように、戦前の学業不振問題への対応は特殊学級の増設により対応するなど、「障害児教育制度の量的発展には貢献するものであったが、質的発展についてはそのための条件と主体が未成熟であり」、大きな特別教育改革とはならなかった（荒川, 1988, p178）。このことについては、イギリスにおいても同様であるが、第二次世界大戦戦後再び深刻化した「学習困難」問題に対しては、戦前の対応とは異なり、通常教育改革とも連動して1960年代に「教育の多様化」を打ち出した教育改革が行われた。こうした教育改革が1978年における「特

別な教育的ニーズ」概念の提起につながったのではないかと考える。

しかし、本論では、1960年代の教育改革と1981年教育法における「特別な教育的ニーズ」概念の導入とがどのような関係にあるのかについて、詳細に検討されていない。今後、以上のような研究を進めていく必要があると考える。このとき、「特別教育は通常学校の学習困難問題の深刻化に対応するためにその枠組みを再編成してきた」という視点からイギリス特別教育史を捉えなおすことが必要なのではないかと考える。すなわち、通常教育と特別教育をそれぞれ独立なものとして考えるのではなく、双方の発展過程やその時代の社会背景などが相対的に影響し合いながら教育は発展するという視点を教育史研究にもち、特別教育史をこうした通常教育との緊張関係の中で再構成することが求められていると考える。こうした視点をもって1978年の「特別な教育的ニーズ」概念の導入過程を明らかにすることで、イギリス特別教育史における新たな一面を開拓できるものと考ええる。

【註】

1) 「学習困難 (learning difficulty)」児という用語は、公式には1978年ウォーノック報告で使われたが、本稿では障害や環境の要因で学習困難となり、何らかの「特別な措置 (special provision)」が必要な子どもを総称する場合には、「学習困難」児という用語を使用した。

【文献】

- 新井英靖 (2000a) 「イギリスの『学習困難児』問題への教育的トリートメントに関する一研究—1950年代から1960年代の通常学校における特別な教育の展開過程を中心に—」. SNEジャーナル第5巻、pp56-78.
- 新井英靖 (2000b) 「イギリス1944年教育法における『教育滞滯』概念の成立過程に関する研究—1920年代の学業不振問題に対する『特殊教育』の枠組みの変化を中心に—」. 障害者問題史研究紀要第39号、pp49-56.
- 荒川智 (1988) 「新教育運動の基本的諸相 障害児教育運動との関係で」. 長尾十三二編『新教育運動の生起と展開』、明治図書.
- 黒崎勲 (1989) 「教育と不平等 現代アメリカ教育制度研究」. 新曜社.
- 真城知己 (1993) 「イギリスにおける特別な教育的ニーズ概念の導入背景に関する一仮説—中等教育改革を背景にした試み—」. 障害者の教育と福祉—石部元雄教授退官記念論文集一、石部元雄教授退官記念論文集刊行会.
- 松井清 (1993) 「スワン・レポートとその周辺—イギリスのマイノリティの子どもたちの『学業不振』をめぐる—」. 明治学院論叢第514号 (川本彰教授退官記念論文集).
- 松井清 (1994) 「教育とマイノリティ 文化葛藤のなかのイギリスの学校」. 弘文堂.

- 望田研吾 (1996) 「現代イギリスの中等教育改革の研究」．九州大学出版会．
- 山口洋史 (1993) 「イギリス障害児『義務教育』制度史研究」．風間書房．
- 米村明夫 (1997) 「コールマンレポート以降のアメリカ不平等研究—階層再生産における教育の役割—」．教育社会学研究，第32集，pp104-117．
- 渡辺健治 (1985) 「現代ソビエト障害児教育の概観」．津曲裕次他編『障害者教育史』，川島書店．
- DES (1964) :Slow learners at school. *Education Pamphlet* No.46. H.M.S.O.
- DES (1967a) :*Children and their primary school*. A Report of the Central Advisory Council for Education. H.M.S.O.
- DES (1967b) :*Children and their primary school*. A Report of the Central Advisory Council for Education. Vol.2 Survey. H.M.S.O.
- DES (1967c) :*Psychologist in Education Services*. H.M.S.O.
- DES (1978) :*Special Educational Needs, Report of the Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People (The Warnock Report)* .
- D.G.Pritchard (1963) :*Education and the handicapped 1760-1960*. Routledge and K.Paul. (邦訳：岩本憲監訳 (1969) 「障害児教育の発達」黎明書房)
- Ministry of Education (1949) :*Education in 1948*.Being the report of the Ministry of Education and the statistics of public education for England and Wales. H.M.S.O.
- Ministry of Education (1948-56) :*Education in 1950-56*.Being the report of the Ministry of Education and the statistics of public education for England and Wales. H.M.S.O.
- Ministry of Education (1956) :*The Health of the School Child*. Report of the Chief Medical Officer of the Ministry of Education for the years 1954 and 1955.
- Ministry of Education (1958) :*The Health of the School Child*. Report of the Chief Medical Officer of the Ministry of Education for the years 1956 and 1957.
- Ministry of Education (1959) : *15 to 18*. A Report of the Central Advisory Council for Education(England). H.M.S.O.
- Ministry of Education (1960) :*The Health of the School Child*. Report of the Chief Medical Officer of the Ministry of Education for the years 1958 and 1960.
- Ministry of Education (1962) :*The Health of the School Child*. Report of the Chief Medical Officer of the Ministry of Education for the years 1960 and 1961.
- Ministry of Education (1963) :*Half four future*. A report of the Central Advisory Council for Education. H.M.S.O.

S.A.Kirk (1962) :*Educating Exceptional Children*. Houghton Mifflin Company. (邦訳 :

伊藤隆二訳 (1976) 「特殊教育入門」日本文化科学社)

S.Hegarty (1994) :*New Perspectives of Special Education-A six country study of integration*. Routledge.

The Secretary of State for the Home Department, The Secretary of State for Education and Science, The Minister of Housing and Local Government and The Minister of Health (The seebohm Committee) (1968) :Report of the Committee on Local Authority and Allied Personal Social Services. H.M.S.O.